

事務連絡

令和2年2月18日

事業者（国土交通省関係）の皆様へ

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

国土交通省総合政策局情報政策課

本人確認のデジタル化・厳格化の推進について（依頼）

令和元年6月4日にデジタル・ガバメント関係会議において決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（以下、政府方針）において、金融取引、クレジットカード契約及び携帯契約時のコピー等のアナログ慣行の見直し、公的個人認証をはじめとした本人確認手続電子化の普及促進等について、関係業界等へ要請し、マイナンバーカードを用いた身分証明における電子化の普及促進を図ることとされました。

また、政府においては、安全安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に構築する観点から、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和元年6月14日閣議決定）において、官民のサービスをデジタル化し、個人が安心してそれを利用できるようにするためには、当該個人が確実に本人であることを証明でき、かつ、サービス提供側がそれを確認できるようなデジタル技術による本人確認手段が必須であるとの考えを示しました。

なお、国民へのマイナンバーカードの普及の一環として、マイナンバーカードのICチップのスマートフォンでの読み取りについて、アンドロイドOSのみならず、iOSのスマートフォンでも可能となったところであり、多くの国民が保有するスマートフォンがマイナンバーカード対応のカードリーダーとして活用できるようになりました。これによりマイナンバーカードの利用環境も大きく改善されるばかりか、本人確認書類の券面や当該書類をコピーしたものの偽造等の不正防止に役立つことが期待されます。

つきましては、こうしたマイナンバーカードの普及や利用環境の整備状況等も踏まえつつ、マイナンバーカード、運転免許証、旅券及び在留カード等による偽造困難なICカードを用いた本人確認を基本とする各種本人確認法制の将来的な見直しも念頭におき、関係業界の皆様がデジタル技術による本人確認手段等の確保及び本人確認のデジタル化・厳格化の推進をしていただくことを要請いたします。

貴社におかれましても、職員の採用時や年末調整、外部講師への報酬支払時などにおいて、マイナンバーの提供を受ける際に併せて行う本人確認につきまして、法令上認められた本人確認手続の中で対面・非対面に関わらずマイナンバーカード等の活用によるデジタル化・厳格化にできる限り早期かつ円滑に対応していただくよう、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

なお、政府方針等は高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）のホームページに掲載されておりますのでご活用ください。

○政府方針

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20190604/houshin.pdf>

○デジタル・ガバメント閣僚会議(第4回)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/dai4/gijisidai.html>

○世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20190614/siryoul.pdf>

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

担当：長谷川 TEL：03-6205-4196

将積（ショウジャク）TEL：03-5521-0037